

## インボイス開始直前特別号！！

こんにちは！所長の森田です。  
ついに今年10月からインボイス制度が始まります。  
請求書の対応などは、みなさんお済みでしょうか？  
制度開始前ですが、事務負担軽減の為に特例規定が  
発表されましたので、今回はそのポイントについて  
ご案内させていただきます。



### ポイントは3つ！！

- ① 1万円未満の値引き等、返還インボイス **交付免除**
- ② 1万円未満の支払の際、インボイス要件を  
満たさない領収書等でも **仕入税額控除可能**
- ③ 納税額を売上税額の2割に **軽減**

それぞれ対象となる事業者が異なります！  
対象事業者に注意しながら確認してみましょう！



### ① 返還インボイス（値引き等の請求書）交付免除... **すべての事業者**

返品や値引き、割り戻しなど売上に係る返還等を行った際、  
その金額が税込1万円未満の場合には交付義務免除



買手

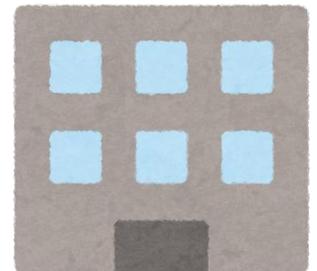
① インボイス（請求書）発行



② 振込手数料相当額を  
差し引いて支払い



③ 返還インボイスの  
**交付不要**



売手

② 1万円未満の支払の際、インボイス要件を満たさない領収書等でも仕入税額控除可能



**...基準期間の課税売上高が1億円以下または特定期間における課税売上高が5千万円以下の事業者の方**

適用期間：令和5年10月1日から令和11年9月30日まで  
税込1万円未満の課税仕入れについては、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで、登録番号の記載がないなど  
インボイスではない領収書等でも仕入税額控除可能となります。

基準期間とは、前々事業年度のことをいいます。  
特定期間とは個人事業主の場合には前年1月～6月、法人の場合には、前事業年度の開始日以後6か月の期間のことをいいます。



③ 納税額を売上税額の2割に軽減  
**...免税事業者からインボイス発行事業者になられた方**

課税売上高500万円  
(消費税額50万円)

適用期間

法人：令和5年10月決算から令和9年8月決算まで  
個人：令和5年10月～12月分から令和8年分まで

売上消費税額の8割控除  
40万円

特徴

- ・売上高から計算できるため仕入税額の実額計算が不要
- ・業種に関わらず売上税額の一律2割納付
- ・事前の届出が不要

50万円－40万円＝10万円  
10万円納付



②と③については適用条件があります。  
適用対象になる事業者かどうかは担当者からご案内させていただきます！  
不明点等もお気軽にお尋ねください！

